

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

処 分 庁

生駒市福祉事務所長

審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで提起した審査請求について、次のとおり、裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

1 審査請求の趣旨

生駒市福祉事務所長の令和〇年〇月〇日付けの審査請求人に対する保護廃止決定通知に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の概要

本件は、審査請求人が処分庁に対して生活保護法（昭和25年法律第144号。以下他文書の原文を引用する場合等を除き「法」という。）による保護を受けていたところ、処分庁が審査請求人の夫について不実の申請を理由として、審査請求人に係る保護廃止を決定したことに対し、審査請求人が、不実の申請の理由は〇年以上別居状態であること、夫が扶養の義務を遺棄していること、及び暴力を受けて別居となった背景があることとして、保護廃止処分の取消しを求めた事案である。

3 前提事実

(1) 当事者

ア 審査請求人

法による保護を受けていた者である。

イ 処分庁

法第19条第4項及び生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和46年1月1日生駒市規則第18号）により、生駒市長から法による保護の開始、変更、停止及び廃止に係る事務の委任を受けている者である。

(2) 関係法令等

ア 関係法令等における定めのうち、本件に関係するものは以下のとおりである。

(ア) 法

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(報告、調査及び検診)

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(費用等の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(イ) 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）
(申請)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。

(ウ) 民法（明治29年法律第89号）
(同居、協力及び扶助の義務)

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。
(婚姻費用の分担)

第760条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

(エ) 生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和46年11月生駒市規則第18号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項、第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）（中略）の規定に基づき、次に掲げる市長の権限に属する事務を生駒市福祉事務所長に委任する。ただし、異例又は重要と認められるものは、あらかじめ市長の指揮を受けなければならない。

- (1) 生活保護法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
- (2) 生活保護法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (3) 生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。

(オ) 行政手続法（平成5年法律第88号）
(不利益処分理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

イ 厚生労働省（旧厚生省を含む。以下同じ。）から発出された通知について

法による保護は、上記法令のほか、その実施に関して厚生労働省から通知文書が発出されており、本件に係るものは次表に示すとおりである。以下の記述する場合においては、これらの表題は、次表に示した略称によっている。

文書の表題等	略称
生活保護法による保護の実施要領について (昭和36年4月1日、厚生省発社第123号、厚生事務次官通知)	次官通知
生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日、社発第246号、厚生省社会局長通知)	局長通知

生活保護の適正実施の推進について (昭和56年11月17日、社保第123号、厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知)	推進通知
生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて (平成24年7月23日、社援保発0723第1号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	取扱通知
生活保護行政を適正に運営するための手引きについて (平成18年3月30日、社援保発0330001号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	手引通知

(ア) 次官通知

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）の対比によって決定すること。

(イ) 局長通知

第5 扶養義務の取扱い

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者。

(ウ) 推進通知

1 新規申請の場合

(1) 資産の保有状況、収入状況その他の保護の決定に必要な事項の調査把握をより確実にするため、保護の新規申請時又は申請後速やかに申請者等に対し次の措置を講ずること。

ア～エ 略

(2) (1) のア、イによる書面及び(1) のイによる記入内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に関しては、保護の決定（変更の決定を含む。以下同じ。）及び実施に当たっては、生活保護法（以下「法」という。）第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らして、保護の申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされていることから、資産の保有状況、収入状況その他の保護の決定に必要な事項の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。

2 保護受給中の場合

(1) 収入申告書等の提出資料の検討、関係先からの資料提供等及び訪問調査等の結果不明な点がある場合には、当該受給者に対し次の措置を講ずること。

ア～ウ 略

(3) (1) のアによる書面及びその内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対しては、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第62条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと、又はやむを得ない場合には法第28条の規定に基づく保護

の停止等の措置を行うことについて検討すること。

(エ) 取扱通知

2 改善に向けた取組

(2) 法第78条に基づく費用徴収決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(オ) 手引通知

I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応

実施機関の来訪者に対する面接相談や保護の申請時においては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。また、保護の要否を判定するにあたって十分な調査を行うとともに、処遇困難ケースについては組織的な対応をとることが重要である。

1 申請相談から保護の決定までの対応の概略

- (2) 申請時においては、被保護者の権利と義務等を説明する。また、保護の受給要件（生活保護法（以下「法」という。）第4条）を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から必要な書類を的確に提出させるとともに、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のために必要がある場合に要保護者の資産及び収入の状況について保護の実施機関又は福祉事務所長（以下単に「保護の実施機関」という。）が官公署に対し調査を囑託し、又は関係人に対し報告を求めることができる旨規定した法第29条に基づく調査（以下「法第29条に基づく関係先調査」という。）を、（中略）実施し、要件の確認の審査を徹底する。

(3) 当事者から提出された書面

ア 審査請求人の提出書面

(ア) 審査請求書

審査請求に係る処分の内容として、「生駒福祉事務所長の○年○月○日付けの

審査請求人に対する保護廃止決定通知書に関する処分」との記載があり、審査請求に係る処分があったことを知った年月日として、「○年○月○日」との記載がある。

なお、添付書類として令和○年○月○日付けの保護廃止決定通知書が添付されている。

(イ) 反論書

令和○年○月○日付けで、弁明書に対する反論として提出されている。

イ 処分庁の提出書面

処分庁は、弁明書の提出に併せて証拠を提出しているが、本件処分の根拠としての関係法令等として上記(2)に掲げた関係法令等の一部及びその他の法令の規定のほか、保護申請書類一式の写し、戸籍謄本の写し及び保護台帳の写しとしてケース記録票等の写しが提出されている。

(4) 前提事実

当事者双方の主張から容易に認められる主な事実並びに審査請求人の審査請求に係る経緯は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成○年○月○日、処分庁に保護申請を行い、同日付けで保護開始となった。なお、保護申請に係る申請書及び添付された書類の概要は、以下のとおりである。

(ア) 保護申請書

審査請求人の年齢、性別等の記載のほか、扶養義務者として長男、長女、次女及び次男の記載があり、「別世帯の者がいるときはその者の住所、氏名、続柄、年齢等」を記載する欄には、何ら記載がない。

(イ) 収入申告書

働いている者の氏名の欄には、夫の氏名はない。

(ウ) 資産申告書

(エ) 本人の学歴、職歴を記載した文書

(オ) 同意書2通

(カ) 扶養義務者一覧表

配偶者として「○○○○」との記載がある。

(キ) 誓約書

イ 処分庁は、奈良市役所市民課宛て、令和○年○月○日付け戸籍謄本等の無料交付について(依頼)に係る文書を発出して戸籍謄本等の交付を求め、同課から同月○日付け戸籍の全部事項証明書等を受理した。

ウ 処分庁は、令和○年○月○日付け保護廃止決定通知書により、審査請求人に係る保護を廃止した。同通知書の主な内容は、次のとおりであった。

(ア) 「廃止した保護の種類」として、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、その他の記載

(イ) 「廃止する時期」として、令和○年○月○日の記載

(ウ) 「廃止・停止の理由」として、○○さんの夫について不実の記載により廃止しますとの記載

エ 令和○年○月○日、審査庁(審査庁事務担当課：奈良県福祉医療部地域福祉課)が審査請求人から郵送されてきた本件審査請求書を受理した。審査請求書の日付は、○(令和○)年○月○日であり、消印は令和○年○月○日であった。

4 争点

処分庁が、審査請求人の夫について不実の申請を理由として、審査請求人の保護を廃止したことは、適正であったか。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書における主張

生駒市福祉事務所長は、審査請求人に対し保護の廃止処分を行った。その理由として、夫について不実の申請のため（夫がいることを報告していなかった）としているが、次のような理由がある。

ア 戸籍上は離婚していなかったが、申請当時、夫とは〇年以上、別居状態となっており、夫は現在に至るまで扶養の義務を遺棄しているため、報告していなかった。

イ また、夫からの暴力を受けての別居となった背景もあり、離婚した場合にも暴力を振るわれるのではないかという恐怖により、その後も離婚できる状況ではなかった。

(2) 反論書における主張

弁明書に対する反論として、次のとおり主張している。

ア 夫との関係、同居者の関係について

(ア) 夫との関係に関しては「審査請求書」の内容のとおり、窮屈であったこともあるが、大きな原因としては暴力を振るわれていたことになる。

(イ) その後、同居していた男性に、夫との関係を記載することで夫への審査が入り、生活保護を受ける時期が遅くなってしまい、最悪のケースは保護費が出ない旨を聞き、自分が働けない状態でお金に困っていたことと、一切連絡していない夫に連絡が入り、自分の今の状態や居場所を知られるのが怖く、同居人に言われるように進めてしまった。

(ウ) 同居人とは、生活保護を受ける前に同居しており、申請後すぐに逝去したので、以降の関係はなく、金銭的支援もない。

イ 離婚について

離婚手続、DV等支援措置を申し立てていなかったのも、審査請求書の内容のとおり、夫からの暴力により、仕返しが怖く、相手に連絡が行くようなことはしていなかった。

ウ 次女について

(ア) 「次女が支払ってくれた」や「負担してもらっている」というのは、お金の支援ではなく、自分の身体が不自由なため、コンビニや銀行まで次女に支払いに行ってもらったということである。

(イ) 食費に関しても、提供を受けていたというのは、お金を支援してもらったわけではなく、光熱水費同様に食材を買いに行ってもらったということになる。

エ 長男の支援について

長男が審査請求人の借金を毎月〇万円支払っている件については、正しくは令和〇年〇月と令和〇年〇月に、長男からお金を借りて、肩代わりしてもらったことがあるということである。

オ 今後について

(ア) 生活保護費を一部遊興費に使用していたこと、支払いのために借金を背負い、処分庁へ申請していなかったのは事実である。ただ、生活保護が廃止されると生活に困窮する状態になる。

(イ) 今後は、自身の生活態度を見直すとともに、社会的支援の利用も視野に入れ、お金の管理を徹底する。

(ウ) 当たり前のことであるが、きちんと処分庁への連絡を怠らないようにする。

カ 本件における個別事情

生活保護が廃止されたことにより、家賃や光熱費の滞納が生じ、携帯電話も使用

できない。このままであると生活もままならないどころか、〇〇により働けず、処方されていた薬を入手できないため、生命の危機に陥る状態となる。

2 処分庁の主張

処分庁が弁明書において主張している主な内容は、次のとおりである。

なお、以下では、「請求人」「審査申立人」の文言等、処分庁の主張から明らかに同一と考えられる文言については修正して記載している。

(1) 当該処分を行うに際して適用した、判定の基準

ア 生活保護申請時の請求人の意図的な虚偽申請

イ 生活費が次女から支援が受けられている状況にもかかわらず、生活保護費が遊興費に使われており、審査請求人の生活が困窮している実態ではない。

(2) 当該処分の理由となった原因事実と、根拠法令等の適用関係

ア 審査請求人は、保護申請書を処分庁に提出した際、扶養義務者の状況を記載する欄に、戸籍上婚姻関係にある夫を記載しておらず、この不実の申請により、処分庁の法第28条第2項に基づく扶養義務者の調査を妨げた。このことから、同条第5項に基づき保護の廃止処分を行ったものである。

イ 民法第752条及び第760条の規定からも、処分庁としては、婚姻関係が継続しているということは、夫婦としての扶助を前提に保護決定を行うことが基本である。

ウ 審査請求人は保護費のほとんどを遊興費及び借金の返済に充てている。また、審査請求人次女から金銭的支援を受けていながら、処分庁に報告がなかったことは、法第61条の義務違反に当たる。さらに、保護廃止後、この他にも審査請求人の借金を長男が支払っていることが判明した。

これらのことから、処分庁は法第26条に基づき保護の廃止を行ったものである。

(3) 審査請求人に係る処分に至るまでの、処分庁の対応経緯等

ア 令和〇年〇月〇日、審査請求人に夫がいることが判明したため、処分庁から審査請求人に確認等を行ったところ、「夫とは連絡を取っていない」、「夫との生活が窮屈で家を出た。家を出てからは別の男性と同居していた。」と主張した。

イ 令和〇年〇月〇日、審査請求人は「夫とは離婚手続を行っていない」と主張した。また、保護費が遊興費に充てられていることについて「日々の食費はマンション同階に居住する次女から提供を受けている。光熱水費も払えない場合は負担してもらっている」と主張した。また、スナックで出会った客から借金していることも判明した。

ウ これらの聴き取り調査と事実に基づき、顧問弁護士への相談を踏まえ、令和〇年〇月〇日の処分庁のケース診断会議を行い、「審査請求人は夫について意図的に虚偽の申請を行い、夫は同じ市内で暮らしている状況であること。生活費はマンション同階に住む次女から支援してもらっており支給している保護費は遊興費や借金返済に充てられており、生活に困窮していないと判断できる。これらのことにより、審査請求人の生活保護を廃止する」との結論になった。

エ 令和〇年〇月〇日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、生活実態を再度聴き取りした結果、審査請求人は保護費の用途について、上記のとおりで間違いなことを認めた。

理

由

1 関係法令等の定め

事案の概要の3の(2)で示した次官通知及び局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による法定受託事務の処理に当たり地方公共団体がよるべき基準とされている。また、推進通知、取扱通知及び手引通知は、厚生労働省の所管課長から通知として発出され、上記のように法定受託事務の処理にあたりよるべき基準とはされていないが、法を所管する厚生労働省が生活保護行政の適正かつ厳格な処理や適切な運営という観点から発出されたものである。

この点、一般に法令を所管する国の省庁が当該法令の具体的な運用に関して通知を発出することは広く行われており、また、生活保護の制度が法に基づく全国にわたる制度であり、かつ、保護費の四分の三は国が負担するものであることから、全国的に統一的な取扱いを行う必要があることを考慮すれば、処分庁が、厚生労働省が発出した通知を事務処理の基準とすることには理由があると認められる。

一方、処分庁がこれらを基準とせず異なる取扱いとした場合も、平成12年度の地方分権改革の趣旨を踏まえれば、当然に違法な事務処理となるわけではないが、全国的に統一的な基準と異なる取扱いを行う場合は、一般的に、十分な主張、立証、説明等が求められると考えられ、これらが無い場合は当該通知を事務処理の基準としているものと認められる。

このことから、本件処分についても 関係法令のほか、これらの定めにしたがって検討するものとする。

2 本件保護廃止決定通知書に提示された事項のみを理由とする保護の廃止

- (1) 本件保護廃止決定通知書に記載された保護廃止の理由は、審査請求人の夫について申請時に記載しなかったという事実である。

審査請求人に夫がいることを報告していなかった事実については審査請求人も認めることである(審査請求書)から、この事実のみをもって、保護廃止処分を行ったことが適正な事務処理であったか、すなわち、仮に客観的に保護の必要がある状態であっても、このような申請を行った事実のみをもって保護を廃止することが適正であるのかについて、まず検討する。

- (2) 処分庁は、当該不実の申請により、処分庁の法第28条第2項に基づく扶養義務者の調査を妨げたことを理由に、同条第5項に基づき保護の廃止処分を行ったものであると主張する。

法第28条は、その第1項において、保護の実施機関に、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者に対する報告の求め等の権限を与え、第2項において、保護開始の申請書及びその添付書類の内容を調査するため、要保護者の扶養義務者等に報告を求めることができる旨を定めている。また、第5項において、要保護者が第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき等に、保護の廃止ができる旨定めている。

処分庁の主張は、法第28条第2項に基づく扶養義務者の調査を妨げたことを理由とするが、結局、法第28条第5項の規定により保護廃止処分を行ったというものであるから、関係法令等に基づき、本件不実の申請が同項の「第1項の規定による報告せず、又は虚偽の報告をした」に該当するかの問題となる。

- (3) この点、不実の申請その他不正の行為により保護を受けた者に対する不利益処分の規定としては、生活保護費の費用徴収を定めた法第78条の定めがある。これについては、取扱通知において、被保護者に不当に受給しようとしなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかにしなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき等は、不実の申請その他不正の行為を要件としない法第63条の適用が妥当であるとした上、法第78条を適用する際の基準を明示し

ている。(取扱通知2の(2))

このように、保護の廃止に至らない費用の徴収に係る上記の基準においても、一定の場合には、不実の申請その他不正の行為を要件とする法第78条が適用されないことを踏まえると、保護廃止決定の判断においても、事実と異なる記載又は不記載があればその内容、程度、態様等にかかわらず、どのようなものであっても法第28条第5項の規定による要件に該当し、保護廃止決定を行い得るという事務処理は、適正なものとする認めることはできない。

- (4) また、法第28条第5項による保護申請の却下、保護の廃止について、やむを得ない場合に限定して検討することとされている(推進通知1の(2)及び2の(3))。ことに加えて、保護の実施機関においては、扶養義務者のうち絶対的扶養義務者(生活保護行政では民法第752条に規定する夫婦を絶対的扶養義務者としている。)について、その存否を速やかに確認することとされ、この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認することとされている。(局長通知の第5の1(1)) また、これについては法第29条に基づく関係先調査を実施し、要件の確認の審査を徹底することとされている。(手引通知のIの1(2))

このような保護の実施機関に求められている調査の義務を踏まえ、また、申請によるほか、要保護者が急迫した状況にあるときの職権保護義務(法第25条)が課されている法の趣旨に鑑みると、保護の要否等を理由とせず保護申請書に記載すべき一部の事項が欠落していた事実のみをもって、法第28条第5項に規定する要件に該当するものとして保護を廃止するとの決定は、記載されなかった事項の内容、申請の際の事実関係等を踏まえ、適正な事務処理でないものと評価される場合があると考えられる。

- (5) 本件において、前記事実関係等によれば、保護申請書及び収入申請書には夫の記載はないが、扶養義務者一覧表には配偶者として氏名の記載があること、処分庁が令和〇年〇月〇日付けで依頼した戸籍謄本等の交付が〇日後に行われていることが認められる。そうすると、処分庁には、この記載等を調査の端緒とし、徹底した調査が求められる特別扶養義務者である夫の調査を行うことが可能であったのであり、また、その実施もそれほど困難でなかったと評価せざるを得ない。

これらのことからすれば、保護申請書において夫の記載がされなかった事実のみをもって保護を廃止した処分庁の決定は、適正ではなかったものと認められる。

- (6) なお、処分庁は、審査請求人が意図的に不実の申請を行った悪質性や、このような審査請求人の行為により処分庁の調査が妨げられたことを主張する。しかし、審査請求人は、夫を記載しなかった理由について一方で保護費が出ないことを避けたような主張も見られるが、一貫して夫の暴力から逃れ自己の居所の知られることを避けるためであることも主張している。この主張について、当事者双方の主張及び弁論の全趣旨からもその真偽は定かでないが、いずれにせよ処分庁に求められる調査義務等を踏まえれば、上記の結論を覆すには至らないと解される。

- (7) 小括

以上から、本件保護廃止決定通知書に提示された事項のみを理由として行った処分庁の保護の廃止は、適正と認めることはできない。

3 本件保護廃止決定通知書に提示されていない事項を理由とした保護の廃止

- (1) 本件保護廃止決定通知書に記載された保護廃止の理由は、審査請求人の夫について申請時に記載しなかったという事実である。

しかし、処分庁は、弁明書において、保護費の使途が主に遊興費であること、生活維持のための費用は次女に依存していることを、不実の申請に加えて不利益処分の理

由とし、法第26条に基づき保護の廃止を行ったと主張する。

このことから、本件保護廃止決定通知書に提示されていない事由に基づき、保護の廃止という不利益処分を行ったとの主張とも捉えることができるため、このような事務処理であったとすれば適正なのかについて、念のため検討する。

- (2) 行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。そして、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でない場合には、当該行政処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないことになる（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。また、理由付記は、相手方に処分の理由を示すことにとどまらず、処分の公正さを担保するものであるから、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においてもその記載自体からその処分理由が明らかとなるものでなければならないと解されている。
- (3) 上記趣旨に照らすと、審査請求人の夫についての不実の申請という提示された理由の記載から、保護費の使途が主に遊興費であること、生活維持のための費用は次女に依存していること等、保護の要否及び程度の問題が保護廃止の理由であるとは、第三者のみならず審査請求人本人にも明らかでないことから、本件における不利益処分の理由の提示が十分に行われたとは認めがたい。
- (4) なお、処分庁は、審査請求人が「日々の食費はマンション同階に居住する次女から提供を受けている。光熱水費も払えない場合は負担してもらっている」と主張したとしている。反論書において審査請求人は否定するが、処分庁から証拠書類と提出されたケース記録においては、審査請求人が扶養義務者から経済的な支援を受けていることを自認するものと認められる記載もある。

このような事実関係の下、審査請求人に対する保護が不要と認められる場合は、不利益処分の理由の提示が十分でないとして本件保護廃止決定処分を取り消したとしても、保護の実施が中断されている状態に戻るのみで、当該理由の欄の記載を訂正した上で再度同様の保護廃止決定処分を行うことになるに過ぎないことから、本件保護廃止決定処分を取り消すまでには至らないとの結論もあり得る。

しかしながら、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項）。また、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない（法第8条第2項）。

そして、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯について基準に従って認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定されるものである。（次官通知の第10）

- (5) 本件において、処分庁は、審査請求人が保護費のほとんどを遊興費、借金返済等に費消し、金銭的援助を次女から受けていることを主張するが、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯について基準に従って認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定されるものであることに鑑みれば、審査請求人の世帯について基

準に従って認定した最低生活費等が明らかでない以上、審査請求人の保護の要否及び程度はなお不明であることから、審査請求の手續において、本件保護廃止処分を取り消すまでには至らないとの結論を採用することはできない。

(6) 小括

以上から、保護廃止決定通知書に提示されていない事項を理由として、本件保護廃止処分を行ったとの主張であっても、これを適正と認めることはできず、また、保護廃止処分を取り消すまでには至らないとの結論を採用することもできない。

3 結論

検討したところは以上のとおりであるから、本件審査請求は、行政不服審査法第46条1項の規定により、認容されることがやむを得ない。

令和2年7月1日

審査庁 奈良県知事 荒井 正吾